

日本も無国籍条約の締約を：在日無国籍者の人権保護のために

著者	陳 天璽
雑誌名	Mネット：移住労働者と連帯する全国ネットワーク情報誌
巻	145
ページ	10-10
発行年	2011-12-01
URL	http://hdl.handle.net/10502/5249

日本も無国籍条約の締約を —在日無国籍者の人権保護のために—

国立民族学博物館／無国籍ネットワーク 陳 天璽

◆「国籍にかかわらず人権を守る」では不足

世界人権宣言第15条において「すべて人は、国籍を持つ権利を有する」とある。国家を基盤にした現代の世界システムでは、人は誰でも国籍を持っていて当然と考えられている。移民や外国人の人権を擁護する人たちの間でさえ、人権の平等を訴えるときに「国籍にかかわらず」と主張している点に、それは露呈している。

しかし、人権は「国籍にかかわらず」尊重するだけでは不十分であり、「国籍の有無にかかわらず」尊重されるべきである。なぜなら、地球上には国籍を持たない無国籍者がいるからだ。国籍がないため、彼らは透明人間のような扱いを受け、基本的な権利を制限されたまま生きている。これは実に許しがたいことである。

◆なぜ無国籍者が生まれるのか

国籍は、国家と個人の法的紐帯である。無国籍者とは、そうした法的紐帯をいずれの国とも有していない人を指す。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の推計によれば、世界には無国籍者が1,200万人いるとみられている。ソ連や旧ユーゴのように、国家の崩壊、領土の所有権の変動によって無国籍になった人。国際結婚や移住の末、国々の国籍法の隙間に落ちてしまった無国籍児。民族的な差別や行政手続きの不備から発生するケースなど、無国籍となる原因は多岐にわたる。

日本にも無国籍者はいる。2010年末、外国人登録の統計では国籍欄に「無国籍者」と明記されている人が1,234人いる。一方、日本が発行する身分証上、「某国籍」と記されているながら、その某国の国籍を持たない事実上の無国籍者が、相当数存在していることも明らかとなっている。

◆無国籍者に関する二つの条約

第二次世界大戦後、無国籍の問題に対応すべく国連において二つの条約がつけられた。一つは1954年に採択された「無国籍者の地位に関する条約」である。これは「難民の地位に関する条約」に準じてつくられ、難民と同様の地位が無国籍者に保障されることを意図して

つくられた。もう一つは1961年に採択された「無国籍の削減に関する条約」である。同条約は無国籍者の発生を未然に防ぐため、一定のルールを制定している。特に、こどもや孤児など、その領土内で出生し国籍を与えなければ無国籍になる者には、出生地主義を前面に出し国籍を付与すべきとしている。2011年は本条約締結50周年に当たることもあって、UNHCRは、無国籍問題の冊子や報告書を発行するなど無国籍問題を喚起し、同条約への締約国を増やすべく努力している。

◆日本に求められている対応

残念ながら日本は、無国籍に関する二つの条約の締約国ではない。しかも、無国籍者を認定するためのシステムもない。無国籍者の研究・支援を通して明らかになってきたことは、彼らの身分証に記載される国籍は、行政窓口の担当者の判断に任されており、しばしば個人が有していない国籍が記載され、事実上の無国籍者が数多く発生していることである。身分証は結婚、就職、パスポート発行など人生のあらゆる場面で認証を必要とするものであり、事実と合わない国籍を記入し無国籍者を多発させているずさんな行政のあり方は、直ちに改善すべきである。

今年は無国籍削減条約50周年を迎える。これを機に、日本もしっかりと無国籍者の人権と向き合い、条約の締約を真剣に考えるべきではないだろうか。

